

桶川市生涯学習推進会議設置要綱

(設置)

第1条 本市の生涯学習を推進するため、桶川市生涯学習推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(審議事項)

第2条 推進会議は、次の事項を審議する。

- (1) 生涯学習計画の策定に関すること。
- (2) 生涯学習に関する総合的な施策の推進に関すること。
- (3) その他生涯学習に係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 推進会議に会長、副会長及び委員を置く。

- (1) 会長は、市長をもって充てる。
- (2) 副会長2名を置く。そのうち1名は、教育委員会教育長をもって充て、他の1名は、委員のうちから会長が指名する。
- (3) 委員は、別表に掲げる者、団体代表者及び民間教育団体の代表又は団体及び民間教育団体が推薦した者15名以内をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会長は、会議を招集し、主宰する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議録)

第6条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 出席した委員の氏名
 - (3) 議決事項
 - (4) 表決における賛否の数
 - (5) 議事の経過
 - (6) その他、必要な事項
- (幹事会)

第7条 推進会議には、必要に応じて幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、委員の中から会長が、指名する。

3 幹事会に幹事長、副幹事長を置く。幹事長、副幹事長は、会長が指名するものをもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を招集し、主宰する。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、推進会議主管課において処理する。

(その他)

第9条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めることができる。

2 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年12月1日から施行する。

附 則（平成 11 年 12 月 24 日市長決裁）

この要綱は、平成 11 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 11 月 14 日市長決裁）

この要綱は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 12 月 1 日市長決裁）

この要綱は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 1 日市長決裁）

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日市長決裁）

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 1 月 30 日市長決裁）

この要綱は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日市長決裁）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 27 日市長決裁）

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

桶川市生涯学習推進会議委員名簿

会 長 市長

副会長 教育長

（団体代表等）

- ・ 委 員 桶川市社会教育委員
- ・ 委 員 桶川市校長会
- ・ 委 員 民間教育機関代表
- ・ 委 員 桶川市公民館運営審議会
- ・ 委 員 桶川市図書館協議会
- ・ 委 員 桶川市スポーツ協会
- ・ 委 員 地域の代表者
- ・ 委 員 桶川市商工会
- ・ 委 員 桶川市文化団体連合会
- ・ 委 員 さいたま農業協同組合
- ・ 委 員 桶川市子ども会育成連絡協議会
- ・ 委 員 桶川市老人クラブ連合会
- ・ 委 員 桶川市ボランティア・市民活動ネットワーク
- ・ 委 員 桶川市男女共同参画審議会